

旧優生保護法下において実施された優生手術に対する補償を求める意見書

1948年に制定された優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として定め、障害者に対する本人の同意を得ない優生手術（優生上の理由による不妊手術）が行なわれてきた。その数は約16,500名、宮城県内では1400名にもものぼる。

1996年、優生保護法は障害者への差別であるとして母体保護法に改められた。しかし、その後も政府は補償等の措置をとってこなかった。

他方、ドイツ、スウェーデンでは2000年を迎える前に、謝罪と補償の措置がとられてきた。

国際機関から日本政府に対し強制不妊手術の被害者への謝罪や補償について、再三の勧告がなされてきた。さらに、2016年3月、国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の総括所見では、日本政府に対し、被害者への謝罪及び補償、並びに加害者の処罰を求める勧告がなされたものの、未だ補償等は実現する状況にない。

今般、宮城県内の女性が強制不妊手術の被害を訴え、法律家団体である日本弁護士会連合会は、「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」を採択した。強制不妊手術の被害者への補償について社会的にも注目される状況にある。

宮城県内で強制不妊手術が多数なされてきたのは、国が定めた法律に基づいてのことである。被害者は既に高齢化している状況に鑑み、宮城県議会は、国に対し、速やかに強制不妊手術の被害実態の調査、記録の保存、被害者に対する謝罪及び補償等の適正な措置を求める。